No.388

JALOS ニュース

Japan Lubricating Oil Society

2026　9月号

この度の「台風 25 号」による各地の風水害等により、被災されました皆様方に謹んでお見舞い申し上げます。被災地域の皆様の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

労働安全衛生規則の規定に基づく告示等について

厚生労働省は、標記について 8 月 31 日付で告示しましたのでお知らせします。

「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 332 号。以下「改正告示」という。）が令和 8 年 8 月 31 日に告示され、令和 9 年 10 月 1 日から適用することとされたところです。

また、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（令和 8 年 8 月 31 日技術上の指針公示第 29 号。以下「改正指針」という。）が令和 8 年 8 月 31 日に厚生労働省ホームページにおいて公示され、令和 9 年 10 月 1 日に適用されます。

第 1　改正告示の概要等

1　概要

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和 5 年厚生労働省告示第 177 号）に規定される、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物として、新たにアジ化水素等 48 物質を追加し、当該物質の濃度基準値を定めるとともに、六弗化けい酸亜鉛

目　次

1. 労働安全衛生規則の規定に基づく告示等について
2. JALOS 技術講習会「初級コース・工業用潤滑剤」開催のご案内
3. JALOS 技術講習会「初級コース・潤滑油添加剤」開催のご案内
4. JALOS 技術講習会「初級コース・車両用潤滑油」開催のご案内
5. 「潤滑油製造業地方研修会」開催のご案内
6. 潤滑油需給統計
7. お知らせ
8. 協会の動き
9. 今後の予定

一般社団法人 潤滑油協会
URL https://www.jalos.or.jp/

（Ⅱ）を既に濃度基準値が定められている弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛及び弗化カリウムに限る。）に追加するものであること。なお、これらの物の種類及び濃度基準値の一覧は別添 1 のとおりであること。

2　適用期日

令和 9 年 10 月 1 日

第 2　改正指針の概要等

1　概要

改正告示により新たに濃度基準値が定められた物質（48 物質）について化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和 5 年 4 月 27 日技術上の指針公示第 24 号）において測定方法を定めるとともに、六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）を弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛及び弗化カリウムに限る。）に追加するものであること。加えて、蒸気とエアロゾル粒子の両方の試料を採取する必要性の判断に用いる計算式について、用語の適正化を行ったものであること。

なお、今般の改正において追加された物の種類及び測定方法等については、新旧対照表のとおりであること。

2　適用期日

令和 9 年 10 月 1 日

第 3　細部事項

改正指針において蒸気とエアロゾル粒子の両方の試料を採取する必要性の判断に用いる計算式（飽和蒸気圧濃度／濃度基準値）に改めた趣旨としては、用語の適正化を図ったものであり、計算式によって得られる値について、従前から趣旨を変更したものではないこと。

詳細につきましては、下記ホームページをご参照下さい。

◇厚生労働省ホームページ

「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が 定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」の告示等 について：

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001744180.pdf

【　信頼される依頼試験を提供します　】

当協会は、我が国で唯一の中立的な潤滑油の専門機関として相応しいスタッフ・試験設備を技術センターに整備し、一般試験から特殊試験まで、潤滑油全般にわたる各種試験の要望にお応えできる体制を整えています。

対象試験・分析項目

○潤滑油剤の規格試験、○潤滑油剤の性能試験、○潤滑油剤の成分分析
○潤滑油剤の特殊試験（エンジン試験、摩擦特性試験等）

各種試験のご依頼、ご相談等は下記までお問い合わせ下さい。

〒273-0015　千葉県船橋市日の出二丁目 16 番 1 号
一般社団法人潤滑油協会　技術センター　一般試験室
TEL 047-433-5181　FAX 047-431-9579
URL https://www.jalos.or.jp/

JCQA
QMS CERTIFIED FIRM
ISO 9001
(一社)潤滑油協会
技術センター
JCQA-0611

◆　JALOS 技術講習会「初級コース・工業用潤滑剤」開催のご案内　◆

先月号でもお知らせいたしましたが、2026 年度 JALOS 技術講習会「初級コース・工業用潤滑剤」を下記の日程で開催いたします。

この講座では、潤滑技術に関する第一線の専門家を講師に招き、工業用潤滑剤の日常管理に関する基礎的事項の習得を目的としています。工業用潤滑剤について、工業用潤滑油、金属加工油、グリースに大別し、その種類と特性、要求性能及び選定・管理方法、トラブルシューティング、環境対策、労働安全等一連の管理手法について具体的にやさしく解説します。生産性の向上と地球環境の改善を推進するためにも、多数の方が受講されることをお勧めいたします。

【講座概要】

受講対象者：●潤滑剤関係業務経験 1～3 年程度の方　●業務において潤滑剤に興味をお持ちの方。
●潤滑管理の実践を目指す方　●潤滑管理をサポートされる方。

日　　程：2026 年 10 月 21 日（水），22 日（木）

会　　場：化学会館（東京都千代田区神田駿河台 1-5）
［JR 中央線・総武線　御茶ノ水駅］
［地下鉄丸ノ内線　御茶ノ水駅］
［地下鉄千代田線　新御茶ノ水駅］



内　　容：＜第 1 日目＞　13:30～17:30
①　「工業用潤滑油と管理」
講師：コスモ石油ルブリカンツ株式会社
商品研究所　工業潤滑油グループ　グループ長　　山本 邦治 氏

＜第 2 日目＞　9:30～16:30（12:30～13:30 昼休憩）
②　「金属加工油と管理」
講師：株式会社ユシロ
技術・開発部門　商品技術 2 部　1 グループ　　大矢 昌宏 氏

③　「グリースと管理」
講師：住鉱潤滑剤株式会社
三重事業所　技術部　研究開発課　課長　　茅野 啓介 氏
＜日本グリース協会　技術委員会推薦＞

定　　員：20 名（先着順）

受 講 料（テキスト代、消費税を含みます。）：
正会員　18,700 円　特別会員　22,000 円　賛助会員　25,300 円　一般　33,000 円

問 合 せ 先：一般社団法人 潤滑油協会・JALOS 技術講習会担当
TEL　047-433-5181　　FAX　047-431-9579
URL　https://www.jalos.or.jp/

※詳細につきましては、同送の開催案内をご覧下さい。

◆　JALOS 技術講習会「初級コース・潤滑油添加剤」開催のご案内　◆

先月号でもお知らせいたしましたが、2026 年度 JALOS 技術講習会「初級コース・潤滑油添加剤」を下記の日程で開催いたします。

この講座では、潤滑油の使用目的を満足させるように基油に調合されている潤滑油添加剤の種類と働きについて解説します。添加剤は基油が持っている性能を更に高めるため、また基油が本来持っていない性能を新たに加えるために添加されます。潤滑油は一般家庭から産業活動までの幅広いフィールドで、寒冷条件下、高温高荷重箇所、腐食性雰囲気下といった様々な環境のもとで使用されます。そのために求められる必要な性能、特性は基油と添加剤の組み合わせの技術によって支えられています。

潤滑油添加剤の基礎知識の修得、併せて地球環境の改善を推進するためにも多数の方が受講されることをお勧めいたします。

【講座概要】



受講対象者：●潤滑剤関係業務経験 1～3 年程度の方
●日常業務において潤滑油添加剤に興味をお持ちの方

日　　程：2026 年 11 月 13 日（金）

会　　場：化学会館（東京都千代田区神田駿河台 1-5）
［JR 中央線・総武線　御茶ノ水駅］
［地下鉄丸ノ内線　御茶ノ水駅］
［地下鉄千代田線　新御茶ノ水駅］

内　　容：潤滑油添加剤の基礎



講　　師：シェブロンジャパン株式会社
テクノロジーセンター
AEO&ドライブライン　理学博士
中川　貴洋　氏

定　　員：30 名（先着順）



受　講　料（テキスト代、消費税を含みます。）
：正　会　員　12,100 円　　賛助会員　18,700 円
特別会員　15,400 円　　一　　般　27,500 円

問 合 せ 先：前掲

※詳細につきましては、同送の開催案内をご覧下さい。

◆　JALOS 技術講習会「初級コース・車両用潤滑油」開催のご案内　◆

先月号でもお知らせいたしましたが、2026 年度 JALOS 技術講習会「初級コース・車両用潤滑油」を下記の日程で開催致します。

この講座では、潤滑油の代表選手である車両用潤滑油を語るうえで欠かすことのできない規格の変遷、今後予測される将来の動向等についてご紹介します。また、エンジンの高性能化、ミッション機能の向上により高まるオイルへの要求性能を満足するために必要なオイルデザインの基礎項目、基本的な考え方について解説致します。一方、社会的要望の高まりとともに、市販の製品として備えていなければならない環境性能についても具体的にお話しします。

車両用潤滑油の基礎知識の修得、並びに地球環境の改善を推進するためにも、多数の方が受講されることをお勧め致します。





【講座概要】

受講対象者：●潤滑剤関係業務経験 1～3 年程度の方
●日常業務において車両用潤滑油に興味をお持ちの方

日　　程：2026 年 12 月 11 日（金）

会　　場：化学会館（東京都千代田区神田駿河台 1-5）
［JR 中央線・総武線　御茶ノ水駅］
［地下鉄丸ノ内線　御茶ノ水駅］
［地下鉄千代田線　新御茶ノ水駅］

内　　容：①「ガソリン・ディーゼルエンジン油」
講師：元 日本石油株式会社
工学博士　　加賀谷 峰夫 氏

②「駆動系潤滑油（ATF、ギヤ油等）」
講師：市橋潤滑技術士事務所
（元出光興産株式会社）
工学博士　技術士（化学）　市橋 俊彦 氏

定　　員：30 名（先着順）

受 講 料（テキスト代、消費税を含みます）：
正会員 11,000 円　特別会員 14,300 円　賛助会員 17,600 円　一般 25,300 円

問 合 せ 先：前掲

※詳細につきましては、同送の開催案内をご覧下さい。

◆　「潤滑油製造業地方研修会」開催のご案内　◆

先月号でもお知らせいたしましたが、潤滑油の品質確保事業等への支援事業（資源エネルギー庁補助事業）の一環として、潤滑油技術等に携わる人材を育成するために必要な潤滑油関連情報を提供することを目的として「潤滑油製造業地方研修会」を「横浜」、「名古屋」及び「神戸」において、それぞれ開催させていただきます。

なお本年度は、対面参加を原則とさせていただき、遠方の方で対面での参加が難しい場合等のために、リモートでの参加についてもご用意させていただくこととなりました。

ご多忙中とは存じますが、貴重な示唆を得る絶好の機会と考えます。各会場近郊の皆様におかれましては、ぜひ会場へのご参加についてご検討下さいますと幸いです。（横浜研修会は対面参加について定員となりました。ありがとうございました。）

【研修会概要】

名古屋研修会：2026 年 11 月 25 日（水）開催（ウインクあいち 1108 号室）13:00 受付開始

1. **「回答が難しい広範な含有化学物質調査への当協会見解書のご紹介**
   ～潤滑剤ユーザーとの情報伝達について考える～」（仮題）
   シェルルブリカンツジャパン株式会社　品質保証室 マネージャー（化学物質管理）
   山中　正樹　氏　（潤滑油協会　安全推進分科会　分科会長）
2. **「省燃費エンジン技術の歴史とエンジンオイルの貢献」（仮題）**
   トヨタ自動車株式会社　パワートレーンカンパニー　パワートレーン機能開発部
   第 3 機能開発室　1Gr　主幹　平野　聡伺　氏

神戸研修会：2026 年 12 月 15 日（火）開催（神戸商工貿易センタービル 第 8 会議室）13:00 受付開始

1. **「軸受用グリース開発の動向と環境規制に配慮した新規増ちょう剤原料の探索」**
   出光 NTG 株式会社　技術研究所　グリースグループ　研究員　八木　渉　氏
   技術研究所　グリースグループ　研究員　秋山　博俊　氏
2. **「SKYACTIV-D3.3 と HVO が拓くカーボンニュートラルへの挑戦」**
   マツダ株式会社　クルマ開発本部　エンジン設計部　第 1 エンジン設計 Gr.
   マネージャー　岡澤　寿史　氏

定　　員：30 名（リモート参加 若干名（遠方の方のみ））、**参加費**：無料（事前登録制）

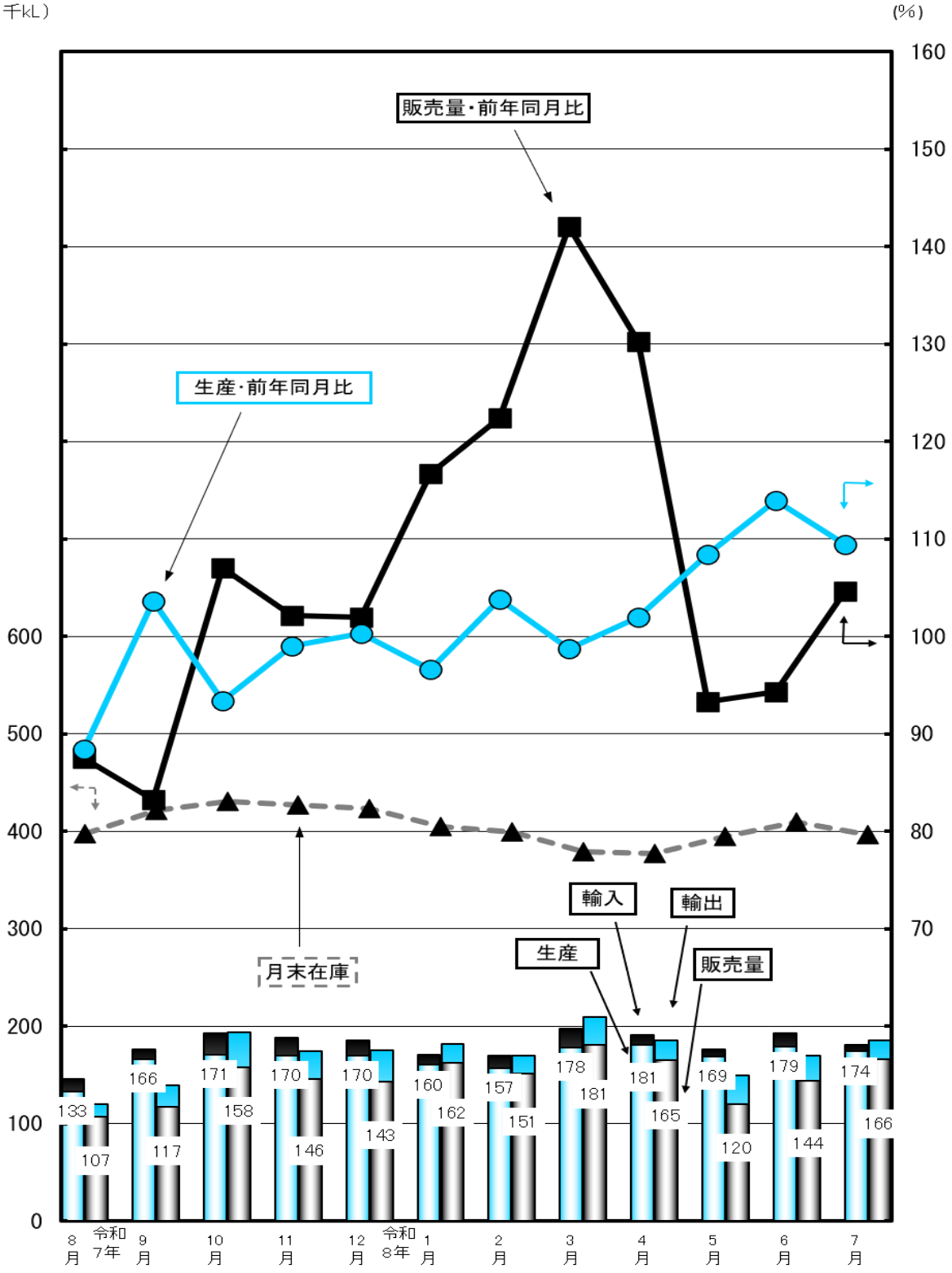
申込方法：8 月号同送の開催案内をご覧下さい。

問合せ先：一般社団法人 潤滑油協会・事業部　TEL　047-433-5181

※開催日によって応募締切等が異なります。詳細につきましては、8 月号同送の開催案内をご覧下さい。

潤 滑 油 需 給 統 計

7 月の生産量は 174 千 kL で前年同月比で 9.4%上回り、販売量は 166 千 kL で 4.6%上回った。



出典：経済産業省　資源・エネルギー統計月報（注：棒グラフ上段の数字は生産量、下段の数字は販売量）

潤滑油需給統計（時系列表）

（単位：kL）

年　　月	生産	輸入	国内向販売	輸出	在庫	販売部門	
						生産部門	(製造業者・輸入業者)
令和 5年	2,376,453	239,176	1,861,998	601,426	438,411	143,009	295,402
令和 6	2,070,143	221,819	1,743,125	379,514	441,842	157,701	284,141
7	1,955,775	193,733	1,625,742	384,358	422,619	144,355	278,264
令和 6年度	2,058,217	213,276	1,695,014	415,978	422,010	149,942	272,068
7	1,953,891	195,897	1,730,495	317,033	378,809	130,189	248,620
令和 7年4～6月	490,079	51,664	408,456	111,608	401,053	130,318	270,735
7～9	457,490	40,448	382,067	61,042	421,455	141,881	279,574
10～12	510,835	60,095	446,400	77,756	422,619	144,355	278,264
令和 8年1～3月	495,487	43,690	493,572	66,627	378,809	130,189	248,620
4～6	528,442	30,612	429,453	74,807	409,100	149,611	259,489
令和 7年 5月	155,483	17,377	128,933	38,215	417,873	142,687	275,186
6月	156,969	14,242	153,088	19,092	401,053	130,318	270,735
7月	159,524	16,901	159,031	18,362	388,270	119,816	268,454
8月	132,618	13,335	106,511	20,783	397,492	132,302	265,190
9月	165,348	10,212	116,525	21,897	421,455	141,881	279,574
10月	170,958	26,559	157,639	20,296	431,289	140,958	290,331
11月	170,245	18,091	145,966	28,321	427,244	145,615	281,629
12月	169,632	15,445	142,795	29,139	422,619	144,355	278,264
令和 8年 1月	160,043	11,320	161,767	19,757	405,215	138,744	266,471
2月	157,428	13,330	150,808	18,918	398,640	132,523	266,117
3月	178,016	19,040	180,997	27,952	378,809	130,189	248,620
4月	181,122	9,915	164,794	20,012	376,658	135,138	241,520
5月	168,586	7,076	120,250	28,538	395,394	143,195	252,199
6月	178,734	13,621	144,409	26,257	409,100	149,611	259,489
7月	174,495	7,389	166,365	19,172	396,212	139,762	256,450
前年同月比（%）	109.4	43.7	104.6	104.4	102.0	116.6	95.5

※「国内向販売」は調査対象が調査対象以外（消費、卸売又は小売事業所）へ販売した数量（理論値）を示す。

製造業者・輸入業者の消費者・販売業者向販売、在庫内訳

（単位：kl）

区　　分	消費者・販売業者向販売	（前年同月比 %）	在　　庫	（前年同月比 %）
潤滑油計(R8年7月)	160,713	(96.6)	256,450	(95.5)
ガソリンエンジン油	23,418	(87.5)	20,251	(70.4)
ディーゼルエンジン油	16,345	(108.4)	13,162	(105.6)
その他 車両用	13,890	(98.3)	14,615	(100.7)
船舶用エンジン油	8,721	(87.2)	7,768	(82.3)
機　　械　　油	21,479	(90.7)	24,876	(102.2)
金 属 加 工 油	11,115	(94.7)	15,813	(106.1)
電 気 絶 縁 油	4,730	(93.8)	4,533	(106.9)
その他特定用途向け	40,488	(102.0)	90,447	(100.7)
その他	20,527	(101.1)	64,985	(92.9)

出典：経済産業省　資源・エネルギー統計月

お 知 ら せ

〇業種別・作業別の化学物質管理マニュアル等について

この度、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課より標記についての周知依頼がありましたので、お知らせ致します。**【～以下 周知依頼文～】**

令和 6 年 4 月 1 日から全面的に施行された労働安全衛生法における新たな化学物質管理規制では、各事業場において、危険性・有害性が確認されている全ての化学物質を対象にリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき化学物質への労働者のばく露の程度を最小限にするための必要な措置を事業主自ら選択し講じることが義務付けられました。

具体的なリスクアセスメントの方法については、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」において定めており、「毎回異なる環境で作業を行う場合において、典型的な作業を洗い出し、あらかじめ当該作業において労働者がばく露される物質の濃度を測定し、その測定結果に基づくリスク低減措置を定めたマニュアル等を作成するとともに、当該マニュアル等に定められた措置が適切に実施されていることを確認する方法」を例示しています。

厚生労働省及び建設業労働災害防止協会では、この方法により事業者の皆様が適切な化学物質管理を実施できるよう、業種別・作業別の化学物質管理マニュアル及びその解説テキストの作成を行っております。

現在、30 業種・作業に係る当該マニュアル及びテキストを以下のとおり公表しておりますので、御活用に御協力賜りますようお願いいたします。

◇**厚生労働省ホームページ** 【業種別マニュアル及び化学物質管理マニュアル解説テキスト】:
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_55176.html

◇**建設業労働災害防止協会ホームページ**【業種別マニュアル及び記入要領】:
https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/chemical_management/about.html?id=Anker02

〇約束手形の利用廃止を踏まえたサプライチェーン全体での支払の適正化について

この度、中小企業庁事業環境部取引課より標記についての周知依頼がありました。**【～以下 周知依頼文～】**

令和 8 年 1 月 1 日より施行された取適法に加え、令和 9 年 4 月 1 日からは、独占禁止法上の「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」（以下「支払告示」）が施行されます。

支払告示は、取適法の対象とならない取引であっても、製造委託等を行った事業者が当該製造委託等を受けた事業者に対して、製造委託等代金を給付の受領から起算して 60 日の期間経過後なお支払わないことを禁止するものであり、サプライチェーン全体での支払の適正化をより一層推進するものです。

加えて、令和 9 年 3 月 31 日には、電子交換所における手形・小切手の利用交換が廃止されることを踏まえ、多くの金融機関が令和 8 年 9 月 30 日を手形・小切手の最終振出期限に設定しています。

これらに鑑み、中小企業庁及び公正取引委員会は、サプライチェーン全体での支払適正化に向けて、以下の通り要請申し上げます。

1. 取適法では、令和 8 年 1 月 1 日以後の発注に係る製造委託等代金の支払に手形を交付することが禁止されていること。
2. 令和 9 年 4 月 1 日から独占禁止法上の支払告示が施行され、取適法の対象とならない取引を含む製造委託等に係る代金について、給付を受領した日 （又は役務の提供を受けた日）から 60 日以内に支払わなければならないこと。
3. 取適法及び支払告示の対象外の取引についても、サイトを製造委託等に係る物品等の受領日か

ら起算して 60 日以内に短縮する、代金の支払をできる限り現金によるものとする等、サプライチェーン全体での支払の適正化に努めること。

4. 電子交換所における手形・小切手の交換が令和 9 年 3 月 31 日に廃止され、多くの金融機関において、最終振出期限を令和 8 年 9 月 30 日として設定していることを踏まえ、各事業者においては、委託事業者・受託事業者間で協議し、電子的決済サービスへの移行等の対応を進めること。

詳細は以下のページをご覧ください。

◇**経済産業省ホームページ** https://www.meti.go.jp/press/2026/09/20260902002.html

協会の動き

〇第 2 回 潤滑油分科会に参画

9 月 3 日（木）に開催された、公益社団法人 石油学会主催による「第 2 回 潤滑油分科会」に参画しました。

〇第 3 回 エンジン試験専門委員会に参画

9 月 4 日（金）に開催された、公益社団法人 石油学会主催による「第 3 回 エンジン試験専門委員会」に参画しました。

〇PCB 特措法改正等に伴うオンライン説明会に参加

9 月 14 日（月）に開催された、公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団主催による「PCB 特措法改正等に伴うオンライン説明会」に参加しました。

〇第 29 回 JASO 電動パワートレイン油 TF に参画

9 月 15 日（火）に石油連盟および一般社団法人 日本自動車工業会による「第 29 回 電動パワートレイン油 TF」に参画しました。

〇第 2 回 エンジンオイル分科会に参画

9 月 16 日（水）に開催された、公益社団法人 自動車技術会主催による「第 2 回 エンジンオイル分科会」に参画しました。

〇第 1 回 電動パワートレイン油分科会に参画

9 月 16 日（水）に開催された、公益社団法人 自動車技術会主催による「第 1 回 電動パワートレイン油分科会」に参画しました。

今後の予定

〇第 47 回 潤滑剤等関連団体連絡会議

10 月 14 日　航空会館ビジネスフォーラム

〇潤滑油製造業地方研修会

10 月 29 日（横浜）神奈川中小企業センタービル

11 月 25 日（名古屋）、12 月 15 日（神戸）　前掲

〇JALOS 技術講習会「初級コース・工業用潤滑剤」

10 月 21 日、22 日　前掲

〇JALOS 技術講習会「初級コース・潤滑油添加剤」

11 月 13 日　前掲

〇JALOS 技術講習会「初級コース・車両用潤滑油」

12 月 11 日　前掲

禁無断転載
発行日　2026 年　９月 25 日
発行所　一般社団法人　潤滑油協会
〒273-0015
千葉県船橋市日の出二丁目 16 番 1 号
ＴＥＬ　047-433-5181（代表）
ＦＡＸ　047-431-9579